

令和8年 6月 8日（月曜日）

○議事日程（第2号）

令和8年6月8日（月）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問（別紙のとおり）

日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）

日程第 7 議案第25号 東庄町社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 8 議案第26号 東庄中学校屋内運動場改修工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第27号 令和8年度東庄町一般会計補正予算（第1号）

日程第10 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）

日程第11 報告第 2号 繰越額使用計画について（令和7年度東庄町水道事業会計予算繰越計算書）

日程第12 請願第 1号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

日程第13 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

日程第14 陳情第 1号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情

日程第15 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1番	海	宝	和	宏	君
2番	渡	邊	幸	江	君
3番	前	田	君	江	君
4番	岩	井	弘	晃	君
5番	越	川	良	男	君
6番	桜	井	莊	一	君
7番	宮	澤		健	君
8番	大	網	正	敏	君
9番	板	寺	正	範	君
10番	佐久間	義	房		君
12番	鈴	木	正	昭	君
13番	山	崎	ひろみ		君
14番	柳	堀		忠	君

○欠席議員（1名）

11番	高	木	武	男	君
-----	---	---	---	---	---

○出席説明員（11名）

町		長	岩	田	利	雄	君	
副	町	長	向	後	喜	一朗	君	
総	務	課	長	香	取	康	成	君
町	民	課	長	宇ノ澤		修	君	
まちづくり	課	長	堀	江	弘	之	君	
健康福祉	課	長	高	木	多恵子		君	
会計	管	理	者	堀	江	香	澄	君
病院	事	務	長	石	毛		正	君
農業委員会	事務局	長	竹	田	寿	幸	君	
教	育	長	石	橋	宏	克	君	

教 育 課 長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 布 施 光 規

次 長 向 後 順 子

主 査 白 石 直 人

(午前 10 時 00 分 開議)

議長（柳堀 忠君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 13 人です。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

おはようございます。3 番、前田君江です。議長のお許しをいただき、規定に沿って一般質問をいたします。

質問事項 1、地域コミュニティ維持と自治会加入の課題について。

昨今、人口減少や少子高齢化が進む中、地域コミュニティの現在は担い手不足と住民の無関心、孤立といった問題が日本中のどこでも課題になっています。相互扶助機能の低下や伝統文化、祭りの継承困難が深刻化している地域は数え切れません。そんな中でも、東庄町においては各地域の区や自治会が、住民同士の助け合いや見守り、防災活動、環境整備、伝統文化や祭りの継承など、地域コミュニティを支える重要な役割を今なお担い続けていらっしゃいます。

特に過疎地域においては、行政だけでは対応し切れない部分を地域住民同士の共助によって現在まで支えられてきました。多くの各地域の方々のみんなで助け合うという精神は、他の市町村では感じられないほど熱いものを秘めた方が多い町なのだと思打たれることが度々あります。

一方で、区や自治会に加入しない世帯や途中で脱退する世帯も増えてまいりました。事情はそれぞれあると理解しております。ですが、区費を負担し、活動を支えている各地域の住民の方からは、サービスだけ受けて役務や区費の負担がないのは不公平ではないか。地域活動を担う人だけに負担が偏っている。このままでは地域運営が成り立たなくなるなどの声も聞かれ始めました。

また、自治会活動の縮小は、防災、防犯、高齢者の見守り、環境整備などにも影響を及ぼすことが懸念されます。しかしながら、自治会加入は任意であり、行政としても慎重な対応が求められる課題であると考えます。

そこで伺います。

質問要旨 1、自治会未加入世帯の増加について、町としてどのような課題認識を

持っているのかお聞かせください。

一問一答方式を選択しております。2回目の質問からは自席で行います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、転入されても自治会に加入されない世帯や、様々な事情から自治会から脱退する世帯が多いことは認識しております。その結果、どちらの自治会においても戸数が減少することにより、何度も役員を務めていただいたり、区の運営が大変な状況になっていることについては、町としても承知をしており、危機感を感じているところでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

何度も役員を務められているというお話は、地域によっては20年以上前から聞いております。区の運営が大変なのは今に限ってではありません。課題認識の見え方が狭いように感じます。

そこで、方向を変えての質問です。

質問要旨2、自治会や区が担っている役割について、行政としてどのように評価しているか教えてください。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、各自治会長様におかれましては、町から委嘱された行政相談員として、まちづくり会議の場などで各自治会の皆様のご意見等を集約いただいたり、火災等の後方支援や災害発生時には自主防災組織としてご活躍いただくなど、町と自治会の橋渡しとしてご活躍をいただいております。

また、各自治会の皆様におかれましても、地域内での見守りなど、昔ながらの助け合い活動にご協力をいただいておりますことは、町といたしましても重要な役割

を担っていただいていると認識をしております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

評価の度合いは分かりました。ただいまお聞かせいただいた各自治会会長や区長の皆さんが参加されているまちづくり会議において、今回、私が質問している区に入らない世帯の増加についての意見や要望などありましたでしょうか。一例で結構ですので、具体的にお話しいただけますか。

また、行政として対応されたことがあればお聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります。まちづくり会議において、自治会員の減少について意見を求められたことはございましたが、自治会に入らない世帯の増加について意見や要望があったことはございませんでした。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

そうですか。まちづくり会議では、自治会長や区長の方々から意見や要望はなかったということですね。要望がないので対応されていないのかなと捉えてもよろしいのでしょうか。

あえてお伺いたします。質問要旨 3、地域コミュニティ維持のため、自治会加入促進や負担軽減に向けた支援策を検討しているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります。町では、地域コミュニティの維持のためということで、各地域の健全な運営体制が欠かせないものと認識をしております。

令和５年度からの支援体制ということですが、各自治会の負担軽減に向けた支援体制の充実を図っております。

まず、令和５年度には、各区の所有する防犯灯の灯数に応じて電気料を補助する防犯灯電気料金支援金、令和６年度からは、各区の防犯灯電気料金の削減を図るため、防犯灯の修理補助金の防犯灯ＬＥＤ化部分の補助金の増額、令和７年度からは、各区に対する区運営交付金及び防犯灯の維持管理助成金の内容見直しを実施し、また、新たにごみ集積場の管理助成金を創設いたしました。これらの制度は、少なからず各自治会の運営の負担軽減に寄与していることと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

まちづくり会議での意見、要望はないが、各地域のお困り事や金銭面、役務面での負担軽減に前向きに対処をされているということですね。各地域の要望に少なからず応えていただいていることはありがたいですね。行政として何が出来るかを日々模索し、考え続けていると理解しました。しかしながら、行政だけの支援対策では立ち行かないほどの人口減少がやってくるでしょう。

ここで、踏み込んだ質問をいたします。質問要旨４、今後、人口減少が進む中で、地域共助を持続可能な形で維持していくために、行政としてどのような仕組みづくりを考えているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

では、ただいまのご質問にお答えいたします。

人口減少への対策は、町の最重要課題の一つであると考えております。

町では、移住支援事業補助金や東庄町住宅取得補助金を交付しまして、移住定住支援の充実を図っております。

東庄町住宅取得補助金においては、各自治会に加入することが対象要件にうたわれており、自治会の新規加入の促進に一役買っているものと思っております。

また、今後も空き地・空き家バンクの強化を進め、積極的に空き地・空き家の活

用を進めてまいりたいと思っております。

このように、移住定住されてくる方々を積極的に地域コミュニティに取り組んでいくことで、各自治会の活性化の実現を図りたいと思っております。

そのためにどのような支援、対策が可能であるか、まちづくり会議の場などを活用しまして、各自治会の皆様のご意見もお聞きし、検討してまいりたいと考えております。

また、議員の皆様におかれましてもご協力をいただければと思っております。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

今、答弁してくださった内容は、人口減少に対する町での対応のお一つにすぎないように感じました。町に新たにやってくる人だけにコミュニティ参加を促しても、たかが知れていますよね。

何度も申し上げます。自治会や区の活動が滞りがちになる、活発に活動が行えないだけではないのです。自治会や区に入っていない人が得をしていると感じる人も少なくないですし、反対に、区に入ってお金を何のために徴収されるのか、何のために役務に駆り出されるのか、自分の時間や財産を提供することに意味があるのかとお考えの人もいらっしゃるでしょう。年を取り、お一人暮らしで役務に参加は難しいといって退区される方もいらっしゃいます。そんな方々でも気兼ねなく各自治会や区のコミュニティに参加が出来る仕組みづくりを、行政が頭をひねり、先頭を切って推進していただきたいのです。いかがですか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、自治会への加入促進、それから脱退の回避に向けては、各自治会においても何らかの努力も必要と考えております。自治会での役割やスケジュール、必要性の見える化、各自治会の活動の負担軽減なども考えられます。

もちろん行政についても、行政側でも自治会の支援に力を注ぐ必要があると考え

ております。例といたしましては、広報による自治会の魅力の発信、活動に対する補助金制度の充実など、自治会がより存在意識を高め、活動がしやすくなるよう、側面から支援していきたいと考えております。そのためには、総務課だけではなく、役場全体として、また、議員各位にもご協力をいただき、自治会、議会、行政の三者で協力して、継続的に取り組み、地域の活性化を目指していければと考えております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

素晴らしいです。そう、役場全体でとおっしゃっていただけてうれしいです。私も大変辛口な物言いをしてしまい、少し反省しております。子育て支援や住宅取得の補助など、側面支援に本当に力を入れてくださっていますよね。近隣の子育て世代のママたちと話す機会があると、必ず東庄町はいろいろ支援があっていいわよねと言ってくださいます。これもひとえに役場の広報活動の賜なのでしょう。もちろん、私のみならず、議員全員が協力を惜しまないと思います。若者が都会へ向かい、東庄町で暮らすことを選択される方が非常に少なくなっているこの頃です。東庄町で生活されている町民の皆さんも、これから東庄町に住もうとお考えの移住者の方も、町のバックアップのみならず、住んでいる地域の各自治会や区に入ること、住民の結びつきが、助け合いが、文化の継承が、住みやすさと安心安全につながっていくのだと感じていただけるよう、役場の全面サポートを期待しております。

おっしゃるとおり、各自治会や区の存在意義を高める努力もしていただかなければなりません。どうしたらそれぞれの自治会や区が魅力的なコミュニティになっていけるのか、役場で相談に乗っていただけること、アイデアを絞り出していただけると良いのではないのでしょうか。

いろいろな立場の人が、気持ちを寄せ合って考え、実行していかなければ、前には進んでいかないと考えます。各自治会や区の皆さんへの働きかけと同時に、新たに入っていただけるよう、多くの方に声をかけることをみんなでやっていきましょう。

続きまして、質問事項 2、実践的な宿泊型防災訓練について。

近年、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化しており、大規模地震や豪雨災害などにより、長期間にわたる避難所生活を余儀なくされる事例が増えております。

本町におきましても、防災訓練は継続的に実施されておりますが、多くは日中の短時間訓練であり、実際の避難生活に近い形を体験する機会は限られております。

しかし、実際の災害では、夜間に避難する可能性も高く、避難所での宿泊を通じて初めて見えてくる課題も多くあります。

例えば、暗い中での移動や安全確保、トイレや更衣スペースの問題、高齢者や障害のある方への配慮、乳幼児連れや女性の不安、冬季、夏季における空調や寝具の課題、携帯電話の充電や情報収集手段など、実際に一夜を過ごしてみなければ分からない点も少なくありません。

また、避難所運営においては、行政だけではなく、自治会、自主防災組織、学校、PTA、地域住民などが連携し、実践的に経験も積むことが必要であると考えます。

そこで伺います。質問要旨1、本町における現在の防災訓練について、宿泊型訓練の実施状況及び課題をどのように認識しているかお聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず初めに、避難に関する考え方について説明をさせていただきます。

本町では、災害時の避難をリスクに応じた避難と位置づけております。これは全住民が避難ということではなく、具体的な危機にさらされる可能性がある住民の方を主に対象とすることで、より実効性の高い避難行動を促すものでございます。

例えば、利根川氾濫時は笹川・石出地区、土砂災害時は土砂災害警戒区域、地震発生時には家屋が居住に適さない住民の方々を主要な避難対象といたします。

次に、避難所に求められる機能でございますが、避難所は、避難された住民の皆様が命の危機におびえることなく安心して過ごせる場所であるべきでございます。そのため、食や住の確保に加え、トイレや衛生、プライバシーの確保も不可欠と考えております。これらの基本的な考え方を踏まえての答弁となりますが、実践的な防災訓練としましては、宿泊型避難所訓練の重要性ということについては認識をしております。しかし、住民の皆様にご参加いただく形での宿泊型訓練というのは、

これまで実施出来ていないのが現状となっております。これは限られた職員体制の中で訓練の計画や運営に割く人員の確保が難しいこと、また、住民の皆様のご理解と参加を得ることへのハードルが高い状況にあったためでございます。

今後は、この課題を真摯に受け止め、より実効性の高い訓練とするため、訓練内容の効率化、関係機関との連携を強化するなど、段階的かつ着実に実施に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

段階的に、かつ着実に実施という言葉をいただき、少し安心しました。ということは、東庄町の住民の皆さんに実践的な訓練は必要なことであると考えていただいていると受け取りました。宿泊型に限らず、実際の災害に想定した訓練はどんなシチュエーションでもやって無駄なことはありません。体験した方の心強い経験値になっていきます。

それを踏まえて質問要旨 2、夜間災害を想定した避難所開設・運営訓練について、必要性をどのように考えているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

夜間災害を想定した訓練の必要性についてということですが、夜間の災害については、日中とは異なる困難を伴うため、その対応能力向上の必要性は強く認識しております。特に宿泊型訓練では、夜間想定は重要と考えます。

しかし、住民参加型の訓練自体がこれまで未実施であり、職員確保や住民参加といった課題も山積しております。このため、夜間想定訓練についての必要性は認識しておりますけれども、まずは基本的な訓練の実現に注力する段階であると判断しており、段階的にこちらを繰り返すことにより課題を解決し、将来的な実施を目指してまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

そうですね。基本の訓練はとても大切です。当然ながら、今以上にその点は力を入れて訓練をされていていただきたいですね。

さて、山積みの課題の一つに住民参加とおっしゃいましたが、町の全ての人を一遍に対象にして訓練を想像されての答弁かなと受け取りました。今の東庄役場の職員数や専門性のある職員を有していない状況であれば、課題山積みとおっしゃるのも理解出来ますが、もし宿泊型や夜間などの訓練を計画しないでいて、実際に災害が起こってしまった時は、混乱が想像以上にひどいものになってしまうかもしれません。おっしゃっておられる課題解決は、出来るだけ急いでいただきたいと思えますし、そこで少し視点を狭めて次の質問にまいります。

質問要旨 3、最も注視すべき避難時の誘導や手助けが必要とされる高齢者、障害のある方、乳幼児連れ、女性など、多様な視点を取り入れた避難所運営訓練をどのように進めていくのか伺います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、多様な視点を取り入れた避難所の運営訓練ということで、町では、高齢者、障害のある方、乳幼児、お子様連れの方など、避難生活で特別な配慮が必要な方々への対応も準備をしております。そのため、一般避難所と障害のある方や乳幼児等、要配慮者のための福祉避難所の開設準備も行いまして、多様なニーズに対応出来る体制を構築しております。

具体的には、アレルギー対応食、乳幼児食、ミルク、おむつ、高齢者用のおむつ、女性用生理用品なども備蓄しております。今後は、これらの備蓄品の活用訓練に加えまして、実際に多様な方々が避難された状況を想定した運営訓練を段階的に実施し、より実践的な対応能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

町の災害に対する想定は、しっかり考えられていると思います。備蓄については 3 年ほど前にも一般質問させていただきました。どのようなものが、どのぐらいの量で、どこに備蓄されているかは承知しております。それらが実際の宿泊型訓練でどのように使用されていくのかを少しずつでもデータとして残していける取組になると良いのではないのでしょうか。高齢者や要介護者の訓練など、準備が大変ではありますが、是非取り組んでいただきたいですね。赤ちゃんや小さなお子さんを抱える若いご家族も、体験を通して必要なものが見えてくると思います。

それらを踏まえて、質問要旨 4、実際に避難所で宿泊を行う宿泊型防災訓練をモデル地区や学校などで実施する考えはありますか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

避難所での宿泊訓練を行う考えでございますけれども、重要性については十分認識をしておりますが、これまでのご答弁でも申し上げましたとおり、住民の皆様に参加いただく形での避難訓練については、これまで未実施であり、職員の確保や住民参加など、ハードルが高く、なかなか難しい状況にあると認識をしております。

現時点では、直ちにこの宿泊型訓練を実施出来る段階にはございませんけれども、現在の課題など、一つずつ解決しまして、段階的に実現出来るように目指してまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

何でも皆一緒、平等にと行政では考えがちだと思います。町民全員に防災訓練を同時にやりましょう、としたら、机の下に潜ることだけで精いっぱいなように思います。でも、重要なのはそこから先、そこからを体験訓練しないといけないですね。でも、宿泊型の訓練を、違う状況の方々を一遍に対象にするというのは、非常に難しいと思います。そこはやはり、はい、やりましょうと二つ返事にならないのは理

解出来ます。本当に災害に遭ってしまったならば、現場は多種多様な方々で混乱するでしょう。でも、一部の方だったとしても、宿泊型の訓練を体験されていれば、混乱が早く収まる可能性もあると思います。

本来、この宿泊型訓練の目的は、自分や自分の家族が避難を続ける中で、何が必要なのか、何をしたら良いのかを、体験を通し、気づいていただくことが重要なのです。

ここで一つご提案を申し上げます。町民全員を一遍に対象にするのではなく、例えば、冒頭に香取総務課長がおっしゃいましたよね、利根川氾濫時を想定した地域、利根川氾濫時を想定した地域の赤ちゃんや未就学児を抱えた家族のみの参加を募集する回があったり、例えば土砂災害の可能性が高い地域の中学生、高校生がいらっしゃる家族を対象にして、その時に防災ボランティアの講習を受けていただいたり、いろいろな想定で多くの方に自分が当てはまるぞという時に参加をしていただくなど、どうでしょうか。それは十分平等に参加を促していることになりませんか。それも町公民館や小学校、中学校のみの利用だけではなく、自分の地域の青年館などへの避難の回があったら参加しやすいですよ。そこには区との連携も必要になってくると思います。まずは、限られた条件の宿泊型訓練でいいので、モデルケースを作ってみてはいかがでしょうか。それこそ町の職員の方だけで考える必要はないと思います。町民の皆様からいろいろな想定をリサーチされてみては良いと思います。いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

では、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、より実践的な訓練を追求するためということで、各区の自主防災組織ごとに実施する避難訓練に対する支援については、妥当性があると考えております。

具体的には、毛布や簡易ベッド、パーティション等の宿泊に必要な物資の貸与や備蓄食料の提供などを通じて、実践的な訓練を支援するのは比較的実行の可能性があると思います。

まずは、訓練実施を希望する自主防災組織、区になりますけれども、こちらに対

して、町としても支援をするような対応を考えてまいりたいと思っております。自主防災組織への訓練の促し方や効果的な連携策につきましては、具体的にこの後検討を進めていければと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

前のめりな感じになってまいりましたね。うれしいです。

では、最後に質問要旨 5、町民の防災意識向上と家庭内備蓄の推進のためにも、体験型防災訓練を更に充実させるべきと考えますが、町の見解を伺います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります、町民の皆様の防災意識向上には、自助・共助の観点からも極めて重要であると認識をしております。

本町では、取組の一環としまして、昨年から住民参加型の防災フェアを開始いたしました。このフェアでは、防災をより身近に感じ、実践的な知識や行動を学んでいただくことを目的としております。今後もこの防災フェアを更に充実させていきたいと考えております。

具体的には、最新の防災情報を学べる展示ブースや地震体験、初期消火、応急手当といった実践的な体験ブースの内容をより魅力的なものとしまして、幅広い世代の町民の皆様に楽しみながら防災について学んでいただける機会を創出していきたいと考えております。

このような取組を通じて、町全体の防災意識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

常に町での防災に対する高い意識には、とても心強く感じております。おっしゃ

っていた防災フェアに宿泊体験を盛り込まれると、より充実するのではないのでしょうか。災害時に混乱を少しでも減らすためには、平時からの実践的な経験の積み重ねが重要です。災害時は誰かが助けてくれるという意識を、誰かを助けてあげようという気持ちに切り替えてもらうためにも、より多くの東庄町に住んでいる方、勤めている方には訓練に参加していただきたいと思っています。真の防災先進の町を目指しましょう。東庄町は地盤の固い、災害に強いすぐれた立地の町です。その上、自助、共助の心意気にあふれた町民が揃っているとなれば、日本中に自慢出来る要素の一つになりませんか。それを作るのも宿泊型や夜間などの様々な想定訓練です。役場の踏ん張りを見せてください。知っている防災だけではなく、体験した防災へつなげるためにも、宿泊型防災訓練の導入、充実について、前向きな検討を期待しております。

以上で私からの一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（柳堀 忠君）

以上で前田君江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前10時45分からといたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時45分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

2番、渡邊幸江です。よろしくお願いいたします。

これより一問一答方式で質問させていただきます。

質問事項1、多世代が利用出来る魅力ある公園づくりについて質問です。

要旨1、ふれあい公園の整備について。

神代地区にある東庄町ふれあい公園ですが、旧神代小学校の跡地を活用した自然豊かな公園です。交流センターをはじめ、ローラースケートサーキット、フィールドアスレチック、ピクニック広場などが整備され、幼児から高齢者まで、幅広い世代が自然と触れ合える施設として整備されてきました。しかし現在は、以前のイメ

ージとは大きく変わってしまっているように感じます。

職員の皆様により、芝生など丁寧に管理されていますが、公園奥の山際では、樹木や竹が生え茂り、見通しも悪く、暗い印象を受けます。また、アスレチックは老朽化により撤去され、ピクニック広場やローラースケート場においても利用しづらい状況になっています。ローラースケート場へ向かう通路は竹林に囲まれ、子供達が安心して利用出来る環境とは言いがたい状況です。

一方、現在もグラウンドでは親子連れが遊具で遊んだり、地元のシニアクラブの皆様がグラウンドゴルフを楽しんだりしております。私は、この公園は大きな可能性を持った施設であると考えております。生い茂った樹木や竹を適切に整備し、明るく、開放感のある空間にすることで、公園全体の魅力は大きく向上するのではないのでしょうか。

例えば、グラウンド周辺にウォーキングコースを設けたり、バスケットゴールや芝生広場を整備することで、子供から高齢者まで、幅広い世代が楽しめる公園づくりが可能になると考えます。

そこで伺います。東庄町ふれあい公園について、樹木整備を行い、多世代が利用出来る地域コミュニティの拠点として再生していく考えはあるのか、町の見解をお聞かせください。

これ以降、自席にて行わせていただきます。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

東庄町ふれあい公園につきましては、旧神代小学校跡地を活用し、地域住民の交流や健康づくりを目的として整備された施設であり、現在もグラウンドゴルフや健康体操、地域活動などに利用されております。

一方で、議員ご指摘のとおり、公園内の樹木や竹の繁茂により見通しが悪くなっている箇所や、利用頻度が低下している施設もあると認識しております。

町といたしましては、安心して利用出来る環境づくりや公園の魅力向上は重要であると考えております。今後につきましては、まず樹木の整備を行い、施設の活用方法など、公園全体の在り方についても検討してまいります。

また、ウォーキングコースや子供向け設備、防災機能などにつきましても、地域の皆様のご意見を伺いながら、必要性や維持管理面、費用対効果等を踏まえ、研究してまいります。

今後も多世代が安心して利用出来る地域コミュニティの場となるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

必要性や維持管理面などの費用対効果など、そういうところも踏まえてという回答もいただきましたが、一昨年の一般質問においては、2年から3年かけて整備内容をいろいろなアイデアや意見をお聞きしながら進めていきたいとの回答がありました。あれから3年目に入りますが、何も始まっていないのでしょうか。お伺いします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

東庄町ふれあい公園の整備につきましては、一昨年、令和6年6月議会でお答えいたしました。令和3年度から除草や樹木の剪定、伐採等を順次してきているところでございます。

一方で、議員ご指摘のとおり、公園全体の再整備に向けた具体的な計画づくりや、その実施にまでは至っておらず、この点につきましては、町としても課題であると認識しております。

なお、樹木の伐採等につきましては、財政的な制約があり、職員自らが除草作業や剪定作業を行うなど、出来る範囲で対応を進めてきたものの、十分な整備が進んでいない状況であることは事実でございます。

今後につきましては、見通しの悪い箇所を改善し、安全性や利用環境の向上を図るため、樹木本体の伐採を進める必要があると考えております。そのため、委託費用を含めた予算措置を検討し、効率的かつ効果的な整備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

職員の皆様のご努力や財政的なこともよく理解した上でお聞きします。これを機に、検討ではなく行動に移していただけないでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、検討にとどまるのではなく、具体的な行動に移していくことが必要であると認識しております。町といたしましては、まず、樹木や竹の整備を進め、公園内の見通しや安全性の改善を図ってまいります。そのため、財政的な制約がある中でも、樹木本体の伐採については委託費用の予算化を検討し、効率的かつ効果的な整備を進めてまいります。

併せて、地域の皆様のご意見を伺いながら、多世代が利用しやすい公園としてどのような機能が必要かを整理し、整理の方向性を定めた上で、段階的に実施につなげてまいります。

ふれあい公園が地域コミュニティの拠点としてより活用される公園となるよう、具体化に向けて着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

大変前向きな回答をいただきました。ありがとうございます。

地域住民や町民の多世代の方々が利用出来るふれあい公園の再生がスムーズに進んでくれることを願って、質問事項 1 を終わりたいと思います。

続きまして、次に、質問事項 2、地域コミュニティと行政協力に移らせていただきます。

質問要旨 1、地域コミュニティについて。

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

それでは、自らが行動しようとしている団体に対して、町として後ろ盾になるような協力内容がありますか。お聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

自らが行動しようとしている団体に対する支援体制ということでございますが、まず総務課が相談窓口として皆様の活動内容をお聞きした上で、適切な支援方法を提案させていただきたいと思えます。

また、社会福祉協議会のボランティア連絡協議会に相談いただき、既存の団体の紹介や個人で活動したい方には個人で活動出来る場のご紹介をしていきたいと考えております。協議会では、団体間での交流や町内一斉クリーン作戦への参加、高齢者への食事サービスなど、様々な活動が行われており、これらを通じて町と地域が一体となって、自立した地域コミュニティづくりを推進していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

では、現在、行動を起こしたくても勝手に行動するわけにもいかず、考えあぐねている場合もあると思えます。そのような活動団体の方の支援などの相談を实际受けておりますが、このような方にはどのような情報提供をするのでしょうか。教えてください。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、行動を起こしたくても、いろいろ考えあぐねている場合ということで、こちらにつきましては、そのような活動団体の方に

対する情報提供ということでは、町の広報誌やホームページを活用して、地域コミュニティづくりの活動を紹介させていただくことが出来ると考えております。

また、社会福祉協議会のボランティア連絡協議会との連携も図りながら、情報発信に努めてまいりたいと思います。これにより活動団体の認知度が高まり、新たな参加者の確保にもつながると考えております。活動を起こしたいと考えている団体や個人の方におかれましては、総務課までお気軽にご相談いただければと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

ありがとうございました。様々な活動内容の方々の相談を受けていただいて、活動意欲のある方の支えになっていただけるよう、お願いいたします。

では次に、質問要旨2、町の支援制度についてお伺いします。

地域の多様な主体が主体性かつ共同性を持ちながら、地域住民の福祉の増進や地域コミュニティづくり、また、地域の清掃活動などに役立つ行動を現在していた場合、行政側が支援する制度はないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

町では、地域の多様な主体による活動に対して、次のような支援制度を用意しております。

まず、地域活性化事業補助金という制度がございます。こちらは地域住民のアイデアによる地域イベントなどを実現させるための支援として補助金を交付しております。

また、指定地域共同活動団体制度という制度もございます。この制度は、条例に基づいて、明確な地域課題の解決を目的とする団体を町が指定し、地域が主体性を持ちながら、町と共同して地域課題に取り組む団体に対して、より充実した支援体制を整備しております。

清掃活動、防災、防犯、地域福祉など、地域の多様な課題に対応し、補助金の交付、情報提供、相談対応の他、必要に応じて町の事務の委託や行政財産の活用なども視野に入れております。

これらの制度を活用することで、地域の多様な主体による活動が促進され、自治会に限定されない新しい形の地域コミュニティづくりが実現出来るものと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

では、お答えにあった地域活性化事業補助金と指定地域共同活動団体制度についてもお聞きしたいのですが、例えば、ある団体の活動の中で、専門業者への委託が必要となった場合に、その経費などは支援内容に入るのでしょうか。お聞きします。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

地域活性化事業補助金につきましては、地域の活性化に資する内容でございましたら、支援の内容に該当する可能性がございます。

また、指定地域共同活動団体制度につきましては、活動の内容や経費の性質に応じて対応することが可能でございます。

いずれの制度についても、具体的な活動内容や経費についてご相談をいただければ、個別に検討させていただきたいと考えております。

町と地域が一体となって、自立した地域コミュニティづくりを推進していければと考えておりますので、町といたしましても、これらの制度の周知と活用促進に向け、今後、更に情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

2 番、渡邊幸江君。

2 番（渡邊幸江君）

ご回答ありがとうございました。支援の中にも地域活性化事業補助金と指定地域共同活動団体制度というものがあって、活動の内容によっては、指定地域共同活動団体制度の方が柔軟性がある制度だということがよく分かりました。活動意欲のある町民の方には是非相談に行っていただき、町のため、町民の皆様のために自主性のある団体活動を実現してくださることを願うところです。

また、行政方においては、役立つ情報を積極的に発信していくことと、後押しと見守りが大切だと感じました。活気あふれるまちづくりが実現することを願って、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（柳堀 忠君）

以上で渡邊幸江君の一般質問を終わります。

次に、4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

4番、岩井です。最後ですので、もう少しお付き合いください。

今回は三つの質問をさせていただきます。

まずは、私の方は、ふれあい公園ではなく、ふれあいセンターに関することであります。

近年では、芝桜効果もあり、足を運ぶ人も増えてきたふれあいセンターですが、それでもまだまだ認知度は高いとは言えないような気がいたします。

といいますのも、いまだに私自身、ふれあいセンターって何とか、どこにあるのと聞かれることがしばしばあるからであります。我が町の限られた、いわゆる箱物施設ですから、もっと多くの方に認知され、利用していただきたいと考えます。

そこで、質問事項1、東庄ふれあいセンターの利用に関してということで、要旨1では、まず、利用状況とコストについてお伺いいたします。

現在の利用状況、どんな方や団体が使用しているのか、それから利用の推移、以前と比べてどのような変化があるのかを教えてください。

また、当時ふれあいセンターは何を目的にして、どのような経緯で建てられたのか、確認の意味も込めて改めて教えてください。

以降は自席から質問いたします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

東庄町ふれあいセンターは、平成５年度及び平成６年度の、農業農村活性化農業構造改善事業により整備し、平成７年４月に開館した施設でございます。

整備の目的は、農業技術の向上をはじめ、地域づくりに関する学習や会議、農業関係者の交流、また、農家、非農家、都市住民とのふれあいの場として活用することであり、地域の皆様が気軽に利用出来る施設として建設されたものでございます。

現在は、ふれあいこじゅりん体操会、芝桜の会、土地改良区、各種サークル、農村ふれあい塾、みそづくり利用者など、様々な団体や利用者に活用されております。

また、直近５年間の利用者数でございますが、令和３年度が５，３２７人、令和４年度が５，１９４人、令和５年度が５，９２４人、令和６年度が６，３３３人、令和７年度が６，３８２人となっており、直近では増加傾向にございます。特にプランニングルーム、郷土料理研究室、食文化交流室の利用が増えており、利用団体の増加や農村ふれあい塾の活動の充実などが要因の一つと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

利用目的に関しては、農業関連のみではないということで、承知いたしました。利用者に関しては増加しているということで、これはうれしい傾向であります。ただ、まだまだ伸び代があるような気がいたします。

次に、コストに関してですけれども、当然運営には費用がかかってくるわけですが、現在のランニングコストの主なものを教えてください。

それから、少し前に補修工事をしたところでありますが、今後数年で更に修繕が必要になってくると予想される部分はありますか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

東庄ふれあいセンターの令和７年度の歳出決算見込みでございますが、維持管理

費の全体額は979万3,564円となる見込みでございます。

主な内容といたしましては、会計年度任用職員3名分の人件費、電気料、燃料費、水道料などの光熱水費、更に浄化槽維持管理、空調設備保守管理、芝生緑地維持管理などの委託料でございます。

また、経費削減の取組として、令和7年度は使用頻度が少なかったピンク電話を廃止し、電話料金の削減を行いました。更に今年度、令和8年度からは更新後のエアコン設備に合わせて保守点検回数を見直す他、緑地維持管理業務も作業内容を見直し、年2回から年1回へ見直す予定でございます。

また、ふれあいセンターは平成7年4月の開館から約30年が経過しており、これまで経年劣化が進んでいる状況にございました。このため、外壁のひび割れや雨漏りなどへの対応が必要となったことから、令和6年度から令和7年度にかけて維持補修工事を実施したところでございます。

この工事により、建物本体の設備が老朽化した部分については必要な更新を行っておりますので、現時点では、今後数年の間に大規模な修繕が必要となる箇所は想定しておりません。今後も日常点検と適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

経費に関しては、およそ1,000万円ということで、これが高いか低いかはなかなか難しいところだと思います。ただ、せっかく苦労しながら維持管理をしているわけですから、やはりもっと活性化させたいというところであります。活性化すれば、経費の削減等もそこまで頑張らなくてもいいのかなという気もいたします。

建物に関しては、しばらくは大丈夫ということで、であれば、なおさらしっかり使っていきたいところだなと思います。

続いて、要旨2、費用対効果を高めるにはということで、せっかくコストをかけて運営しているふれあいセンター、しつこいようですけれども、まだまだ伸び代がありそうです。ですから、利用を促すことも必要ではないかと考えますが、現在、利用者を増やすために何かしていることはありますでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

利用者や利用団体を増やすための取組といたしましては、町のインスタグラムなどを活用し、農村ふれあい塾の活動や芝桜の時期に合わせた情報発信を行っております。

また、施設の存在や活用内容について周知を図り、利用しやすい環境づくりに努めているところでございます。

今後につきましても、町ホームページや各種団体への周知を進めると共に、既存の利用団体との連携も図りながら、新たな利用者や利用団体の開拓に努めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

是非、新たな利用者の開拓をお願いいたします。

今は利用者が固定化されてきているのかなという気がいたします。町のインスタグラムに関しては、最近、発信を頑張っているのです、頭が下がります。

ただ、現在、フォロワーが見たところ1,600人ほどで、これは町内、町外、合わせてですから、こちらはまだまだこれから伸ばすべきところなのかなと思います。

ということで、現状だと我が町においては、SNS発信だけだと少し弱いのかなという気がいたします。年齢で見た人口比率からも、SNSを見ていない世代も多いと推測されます。もちろん決めつけはよくありませんけれども、まだまだ広報などによる紙媒体での周知が欠かせないのではないのでしょうか。是非そういったアプローチもお願いしたいと思います。

そして、今後についてですが、町はふれあいセンターをどのように生かそうと考えておりますでしょうか。公民館だと遠くて通うのがなかなか困難だという方もいるようですから、その受け皿となれば利用者も増えると思いますが、その辺も併せていかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

ふれあいセンターにつきましては、これまでの農業分野を中心とした利用を基本としながら、今後は地域交流や各種団体活動の場としても更に幅広い活用につなげてまいりたいと考えております。

そのため、現在の利用状況や施設の機能を踏まえ、どのような利用形態が可能であるか整理した上で、町民の皆様や各種団体への周知を進め、新たな利用につなげてまいります。

また、芝桜の開花時期など、町外から人が訪れる機会も生かし、施設案内や情報発信の充実を図ることで認知度の向上と利用促進につなげてまいります。

今後も関係部署と連携しながら、地域の多様なニーズに対応出来る施設として、また、公民館が利用しづらい方にとっての選択肢ともなるよう、有効活用の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

芝桜の会の方々の頑張りで、とても素晴らしい時期があります。ということで、頼りたくはなるのですが、それ以外にも、今後、公民館のような利用の仕方が活発になれば、費用対効果も上がると思います。東庄ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例を見ますと、使用料も公民館と同程度のものが多いということが分かりました。団体などで借りるのであれば、比較的借りやすい料金となっていました。

また、食文化交流室や農産加工研究室などの特色のある部屋もあるようなので、例えば東庄のグルメを開発していただける方や、何かを発信したり、教えたりしたい方など、多くの方に使ってもらいたいなと個人的には思っております。町にはきっと協力してくれる方がたくさんいると思います。集ったり学んだり出来る第二の選択肢として、ふれあいセンターをもっと活用出来るようにしたいところであります。

そもそも、ふれあいセンターを借りられることを知らない人もまだまだいるよう
ですから、周知活動から頑張ってまいりましょう。

続いて、質問事項２、高齢者への情報発信についてということで質問いたします。

要旨１は、緊急性の高い情報をどう届けるのかということでお聞きいたします。

これは特に災害時に関してです。前田議員の質問とも関連しますが、我が国は災害大国であり、いつ何時災害に見舞われるか分かりません。先日の台風も、規模は様々ですが、多くの被害をもたらしました。そんな時、やはり大事なのは迅速な情報発信です。ただ、発信しても受信できなければ意味がありません。発信はしていましたということでは済まされないことも度々あると思います。命に関わることから、網羅的に様々な属性の受け手がいることを念頭に置かなければなりません。

そこで、まずは防災行政無線ですが、過去にも聞こえづらい地域があることは取り上げられました。その後、聞こえづらい地域は減りつつあるのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町では、一部地域において防災行政無線の音声が届きにくいというご意見があることは承知しております。住民の皆様への緊急性の高い情報を確実に伝達することは、防災対策の根幹をなすものとして認識しており、この課題の解消に向け、現在、取組を進めているところでございます。

本町では、令和１０年を目標に防災行政無線の大規模改修工事を予定しており、この改修では現在の通信方式である１６ＱＡＭというものから、より安定した音声伝送が可能なＱＰＳＫ方式への変更を検討しております。このＱＰＳＫ方式は、信号の安定性が高く、障害物や電波状況の影響を受けにくいため、これまで音声が届きにくかった地域においても、クリアな音声が届くようになることが期待されます。

この大規模改修によって、防災行政無線からの情報が住民の皆様へより確実に届くようになり、災害時における迅速かつ的確な避難行動等につながるものと確信しております。

今後も本改修の効果を最大限に引き出すと共に、防災メールやＳＮＳなど、多様

な情報伝達手段との連携も強化し、あらゆる状況下で、一人でも多くの住民の皆様
に情報が行き届くよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。是非、今、全力という言葉がありましたけれども、全力
でお願いいたします。

大規模改修で通信方式が変わることにより、聞こえやすくなることで、少し
安心いたしました。では、防災行政無線以外の手段についてお聞きいたします。

先程、防災メールやSNSに関しても上がりましたが、スマートフォンは持って
いても、LINEやメールをしていない、もしくは出来ない、あるいはホームペー
ジの見方がよく分からないという高齢者の方も多いと思います。現にうちの両親も
そういう感じなのですけれども、そういった方々に、シンプルで分かりやすく情報
を届ける方法はないのでしょうか。

例えば、町独自に高齢者向けのアプリを用意したりは出来ないのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

防災行政無線以外に緊急性の高い情報をお伝えする手段ということで、現在、本
町では登録いただいた皆様への防災メール、また、電話で情報を確認出来る音声応
答装置、こちらを用意しております。

また、防災ラジオやLINEの公式アカウント、町のウェブサイトでも災害情報
や町からのお知らせを速やかに発信しております。

また、先程お話しした令和10年の防災行政無線の大規模改修と併せ、情報伝達
体制の更なる強化を図ります。この改修時には、情報発信アプリとの連携を検討し
ており、将来的には、このアプリを町の情報発信の核とする方針であります。防災
情報にとどまらず、町からのあらゆる情報をこのアプリ一つで網羅的に取得出来る
ような、これを見れば町からの情報が全て分かるというようなワンストップの情報

源を目指してまいります。

このシステムを最大限に活用いただくため、特にデジタルツールに不慣れな高齢者の皆様向けには、スマホ教室の開催等を通じて、自ら情報を取得出来る環境構築に努めてまいります。多様な情報伝達網を整備しまして、住民の皆様の安心安全確保に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

是非こちらも全力でお願いいたします。

ワンストップの情報源ということで期待しております。シンプルイズベストといいます。特に高齢者の方にとって、分かりやすい以上のものはないのかなと思います。検討では終わらせず、必ずや実現させてください。

ちなみに防災ラジオに関してですが、現在まで使用しているラジオは今後使用出来るのでしょうか。それとも順次新しいタイプのものになっていくのでしょうか。

また、関連して、改修工事の工期の目安、加えて工事は一斉に行われるのかお尋ねいたします。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、現在使用しているアナログ式の防災ラジオですが、防災行政無線を改修した後も引き続き使用出来るようにいたします。アナログ式の防災ラジオの在庫は十分に確保されておりますので、新規の配布や故障時の交換についても対応が可能となっております。

また、長年ご利用いただいている高齢者の方にとっても、操作に慣れ親しんだ機器を継続して使用していただくことが緊急時の迅速な情報取得にもつながると考えております。

なお、将来的には防災ラジオの後継としましては、防災情報のアプリは主軸いたしますが、必要に応じて個別受信機の導入も検討してまいりたいと思います。

なお、アナログ式の現在利用している防災ラジオですけれども、一度廃止すると代替機器の確保が極めて困難になることから、町としましても現行の機器を大切に維持していきたいと思っております。

また、予定している改修工事の工期ですけれども、こちらについては、令和10年度、それから令和11年度の2ヶ年で実施の予定を考えております。

また、工事については、一度に全て行わずに、現行の防災行政無線を継続使用しながら、段階的に工事を実施していきたいと思っておりますので、情報伝達が間で途切れるということがないように計画的に進めたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

防災ラジオはまだ使えるということと、工事中も情報が途切れないということで安心いたしました。更に今後、個別受信機も検討しているとのことと心強い限りです。ちなみに情報発信アプリに関してですが、既存のものを使うのでしょうか。それとも町オリジナルで開発するのでしょうか。

また、先程、令和10年からとの話でしたが、それより前から少しずつ使用していくことは出来ないのでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、情報発信アプリですけれども、既存のアプリというものではございませんが、町独自に開発するというよりは、委託業者の製品の中から導入を検討する予定となっております。

具体的にどの製品を導入するかは今後の事業の進め方によりますけれども、導入にあたっては防災行政無線の円滑な連携が可能であること、そして高齢者の皆様も含め、全ての住民の方々が簡単に操作でき、防災情報を含む町からの情報が円滑に取得出来ることを最も重視したいと考えております。今後、専門的な知見を持つ業者と連携をしまして、最適なアプリの導入を進めていきたいと考えております。

また、そのアプリについては、令和10年度より前に使えないかということのお

話でありますけれども、こちらについては、工事の開始前から使用していくことは、現時点では難しいと考えております。理由といたしましては、情報発信アプリの導入と、先程から申し上げております防災行政無線の改修については、密接に連携をしております。またデジタル実装系交付金の活用も予定しており、アプリの導入と改修工事を同時に実施するということでこの交付金が補助を受けられるようになりますので、なかなか別にとというのは難しいと思っております。

なお、アプリ自体は委託事業者の製品の内容と連動はいたしますけれども、運用を開始するまでにはそれほど時間を要することはないと見込んでおりますので、改修が始まった時点で早急に導入できるように進めてまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。交付金の関係もあり、令和10年からということで承知いたしました。令和10年になったら是非スピーディーにお願いしたいと思います。

先日配布されたまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書を読んでいますと、デジタル化で期待することという項目では、医療、福祉との連携強化に次いで、防災災害情報の迅速な通知というのが2位に来ておりました。どちらも命に関わることです。

また、同報告書では、スマートフォンやパソコンの使い方に困ることがあるかという項目では、男女ともに半数の方が困ることがあると回答しております。

ご答弁にもあったように、防災の観点からも、スマホ教室などの開催を是非活発化させていただければと思います。そしてアプリ選定の際には、先程も申し上げましたが、シンプルイズベストでお願いいたします。

続いて、質問事項3、水道管路の老朽化対策関連です。

要旨1、先端技術を用いた対策は、ということでお尋ねいたします。

全国的に言われていることですが、我が町でも水道管路は老朽化が進んでおり、耐用年数が過ぎている管路も多くあります。その対策として、自治体によっては衛星データとAIを活用し、まさに最先端技術で漏水のリスクを可視化しているところもあるようです。今や地上の課題解決に宇宙の技術を使う時代であり、水道DX

とも呼ばれるそうですが、こういった技術の活用について、我が町はいかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

水道管路の老朽化対策につきましては、安全で安定した給水を将来にわたり維持するために、計画的な管路更新と適切な維持管理に取り組んでいるところでございます。

先端技術の活用につきましては、令和7年度に人工衛星データやA Iを活用した漏水リスク評価事業を実施いたしました。この事業は、人工衛星から得られる情報や過去の漏水履歴、水道管路情報などをA Iで解析し、漏水リスクを可視化するシステムを活用したものでございます。漏水箇所を直接特定するものではなく、漏水リスクが比較的高い可能性のある箇所を把握し、今後の漏水調査や管路更新計画策定の参考とすることを目的として実施したものでございます。

その結果も踏まえ、今年度は一部地区において管路更新に着手したところでございます。

また、ロガーによる無料トライアル調査というものも実施いたしました。この調査は数ヶ所の消火栓にロガーを設置し、水道管から発生する漏水音を感知して異常の有無を把握する試みを行ったところでございますが、調査件数や調査期間が限られていたことから、十分な検証結果を得るまでには至りませんでした。今後も先端技術の活用につきましては、有効性や費用対効果、本町の管路条件と適合性を見極めながら、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。時間の関係で少し省きますけれども、衛星による調査を試みてはいるということで承知いたしました。なかなか導入も簡単ではないということでしょうか。ただ、うまくはまれば大きな成果を上げられる技術ですから、検

討は是非今後も続けていただきたいと思います。

一つ飛ばしまして、最先端技術にこだわるわけではありませんので、我が町に合った方法で今後も進めていただければと思います。

そこで、やはり一つ気になるのは、町民として心配なのは、更新工事は老朽化している管路に対して今後追いつくのかということです。この辺いかがでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

老朽化している管路は町内各所に存在しておりますことから、短期間で全て更新を完了することは難しいと認識しております。そのため、今年度策定予定でございます管路更新計画におきまして、町内全域を対象に現状を整理し、優先順位を明確にした上で、計画的に更新を進めていく考えでございます。

今後は財源の状況も踏まえながら、重要度の高い箇所から着実に更新を進めることで、安全で安定した給水の確保に努めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

4 番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。計画的な更新を心よりお願いいたします。

先程の情報発信の話ではありませんが、水も命に関わることですから、様々な技術を活用しつつ、町民の皆さんが不自由することのないようにお願いいたします。

早口で失礼しましたが、以上で質問を終わりにさせていただきます。

議長（柳堀 忠君）

以上で岩井弘晃君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 1 1 時 3 6 分 休憩）

（午後 1 時 0 0 分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）、日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第1号、町税条例の一部を改正する条例及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び東庄町国民健康保険税条例について所要の改正を行いました。

急を要するため、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、承認第1号、町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にございましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の改正は大きく3つの内容となっております。

1つ目は個人町民税関係、2つ目は軽自動車税関係、3つ目は固定資産税関係でございます。

それでは、町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、参考資料の 1 ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により、説明させていただきます。

第 18 条の 3 の改正は、道路運送車両法により登録されている軽自動車等の納税証明事項についての規定で、軽自動車等を取得した際に課税されておりました環境性能割が廃止となったことに伴い、所有者に対して課税されておりました種別割を軽自動車税に改める改正でございます。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日でございます。

第 19 条の改正は、環境性能割の廃止に伴い、環境性能割の申告納付について規定しておりました第 81 条の 6 第 1 項に係る文言を削除する改正でございます。

参考資料 2 ページをお願いします。

第 33 条第 3 項の改正は、株式などの特定配当等に関する所得割の課税標準の規定のうち、租税特別措置法第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定大口株主等に対する配当所得については適用外とする規定の整備でございます。

第 34 条の 7 第 1 項の改正は、令和 7 年度税制改正において未施行であった公益信託に関する法律の規定による改正で、都道府県、市町村、または特例区に対する寄附金や社会福祉法で規定する共同募金等政令で定める寄附金に対する規定についての整備を行う改正でございます。

同項第 2 号の改正は、寄附金の特例控除の額についての規定で、所得税法第 78 条の改正の項ずれによる改正でございます。

参考資料の 3 ページをお願いいたします。

同条第 2 項の改正は、特例控除の額の算定に用いる特例率の規定で、地方税法の改正の項ずれによる改正でございます。

施行期日は令和 9 年 1 月 1 日でございます。

第 36 条の 2 の改正は、第 36 条の 3 の 3 の条項が整備されることによるものでございます。

資料 4 ページをお願いいたします。

第 36 条の 3 の 2 の改正は、扶養親族等の申告書についての改正で、次条の改正による文言の改正でございます。

資料 5 ページをお願いいたします。

第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する改正で、公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、第1項各号では該当する者について、資料6ページをお願いいたします、第2項各号では申告をする記載事項について整備する改正でございます。

資料7ページをお願いいたします。

第63条の改正は、固定資産税の免税点に係る改正で、同一の者について、その者の所有する土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額のうち、家屋にあつては20万円から30万円に、償却資産にあつては150万円から180万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

第80条の改正は、軽自動車税の納税義務者等に係る改正で、環境性能割の廃止により、取得者に対する規定を削除し、所有者に対して課税となる種別割を軽自動車税に改める改正でございます。

第81条の第1項、第2項の改正は、軽自動車のみならず課税に関する改正で、売主が所有権を留保している場合は、買主を所有者とみなす規定の整備でございます。

資料8ページ、右側、現行欄をお願いします。

同条第3項から、9ページ、第81条の8までにつきましては、環境性能割の廃止に伴う条文の削除でございます。

左側、改正案の欄をお願いします。

第82条から、資料12ページ、第91条の改正は、環境性能割にかかる規定の条文の改正で、環境性能割が廃止されたことにより、条文見出しから本文中の種別割を軽自動車税に改める等の改正でございます。

施行期日は令和8年4月1日で、令和8年3月31日以前に取得した軽自動車等の環境性能割につきましては、なお、従前の例によるものとしております。

資料13ページ、右側、現行欄をお願いします。

附則第4条の2の改正は、租税特別措置法第40条第3項から第11項に規定する公益法人等の特定贈与等財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割の課税についての特例を削除する改正でございます。

施行期日は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年1月1日施行とされており、法律の施行日は令和8年4月1日で、施行期日は令和9年1月1日となります。

左側、改正案の欄をお願いいたします。

附則第6条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、本人による医療費控除との選択制で、特例適用期限を令和9年度以降についても適用する改正でございます。

資料14ページをお願いいたします。

附則第7条の3の改正は、附則第7条の3を削除する改正でございます。本改正では、対象とする新築家屋の居住年を5年延長して令和12年までとし、適用する町民税の対象年度を令和25年度分まで延長する規定の整備でございます。

資料15ページをお願いいたします。

附則第7条の4の改正は、町民税の所得割額から控除することができる控除額について、控除限度額を所得割額の100分の20、または115万8,000円のいずれか低い額とする規定と、前年中の所得の種類に特定暗号資産に係る譲渡所得を加える規定の整備でございます。

附則第8条の改正は、特例適用対象期間を5年延長し、令和12年度までとする規定の整備でございます。

資料16ページをお願いいたします。

附則第9条の2の改正は、寄附金の申告特例通知書に係る特例で、附則第7条の4と同様の規定の整備でございます。

附則第10条の2の改正は、固定資産税等の課税標準の特例に係る改正で、項ずれによる改正でございます。

資料18ページをお願いいたします。

新設された第26項に関しましては、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であり、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明されたものに係る固定資産税の減額措置について定める規定でございます。

附則第10条の3の改正は、固定資産税の減額適用を受ける者の申告についての改正で、耐震改修が行われた住宅や高齢者居住改修住宅、熱損失防止改修住宅等に係る申告に関する規定について、項ずれによる改正でございます。

資料21ページをお願いいたします。

右側、現行欄下段の附則第 15 条の 2 から資料 22 ページの附則第 15 条の 6 までの改正は、環境性能割の廃止に伴う条文の削除による改正でございます。

資料 23 ページ、左側、改正案をお願いいたします。

附則第 16 条の各項の改正は、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ない 3 輪以上の軽自動車税の税率について、令和 8 年度、9 年度に初回車両番号指定を受けた当該車両は、指定の翌年度の税率から 100 分の 75 を軽減する規定の整備でございます。

資料 24 ページをお願いします。

附則第 16 条の 2 の改正は、環境性能割の廃止に伴うものでございます。

資料 25 ページをお願いいたします。

附則第 16 条の 3 から、資料 28 ページ、附則第 19 条までの改正は、法改正に合わせた改正で、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定について引用しておりました条項の削除による改正でございます。

資料 29 ページをお願いいたします。

附則第 19 条の 3 第 1 項及び第 2 項各号は、所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合に、特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して 100 分の 3 の税率により申告を通じて所得割を課税する規定の整備でございます。

資料 30 ページをお願いいたします。

附則第 20 条から、資料 32 ページの附則第 20 条の 3 の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定について引用しておりました条項の削除による改正でございます。

続きまして、附則の説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書 12 ページをお願いいたします。

第 1 条では、この条例の施行期日を定めております。

第 2 条では、町民税に関する経過措置、14 ページをお願いいたします、第 3 条では、固定資産税に関する経過措置、第 4 条では、軽自動車税に関する経過措置の整備を行っております。

15 ページをお願いいたします。

第 5 条では、平成 26 年に施行されました町税条例等の一部を改正する条例の一

部改正の中の文言の整備でございます。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正の主なものは、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しであります。

参考資料、34ページをお願いいたします。

第2条第2項の改正は、保険税負担の公平性の確保及び中間、低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げる改正となります。

高齢化等により医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びていない状況において、後期高齢者支援金分の超過世帯割合は、依然として高止まりしている状況であり、課税限度額を引き上げることにより、高額所得層にはより多くの負担を求めることとなる一方、中間、低所得層の税負担の軽減に配慮した税額の設定が可能となります。

第23条の改正は、35ページにまたがりますが、第2条で改正しました基礎課税額を改正することに伴う改正と国民健康保険税額の減額に関する改正で、基礎課税額の課税限度額と減額の対象となる所得基準額をそれぞれ引き上げる改正となります。

国民健康保険税では、負担能力が特に不足する低所得層の被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分について、原則として7割、5割、2割軽減を行ってきております。

低所得層に対する軽減措置は年々拡充されてきておりますが、今年度は経済動向等を踏まえ、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を5,000円引き上げ31万円とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を1万円引き上げ57万円とする改正でございます。

続きまして、附則の説明を申し上げます。議案書18ページをご覧ください。

第1項では、この条例の施行期日を定めております。第2項では、適用区分を定めており、今回の改正規定は、令和8年度以後の年度分について適用し、令和7年

度分までについては、なお従前の例によることとされております。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

参考資料の 29 ページの中で暗号資産という言葉があつたのですけれども、暗号資産の具体例というか、どういうものを暗号資産というのか、ご説明をお願いします。

議長（柳堀 忠君）

暫時休憩といたします。

（午後 1 時 23 分 休憩）

（午後 1 時 24 分 再開）

議長（柳堀 忠君）

会議を再開します。

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

特定暗号資産の方なのですが、例えば、ビットコイン、それからイーサリアム、XRP といったような聞き慣れない言葉のものなのですが、以上のようなものが具体的には特定暗号資産と言われているものということです。

以上で答弁を終わりにします。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第3号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、介護保険料の減免に関すること及び令和7年度税制改正に伴う特例措置に対応するため所要の改正を行うものでございます。

なお、令和8年度の介護保険料の賦課に直接関わる規定であることから、令和8年4月1日までに施行する必要があるため、急を要するため、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

承認第3号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと存じます。

東庄町介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

今回の東庄町介護保険条例の一部改正は、町長の提案理由にありましたように、介護保険料減免の条文の整備と令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和8年度分の介護保険料の特例措置について所要の改正を行うものでございます。

介護保険法施行令において、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の収入不足を避けるため、令和8年度分の介護保険料算定においては税制改正前の給与所得控除で計算する旨の改正が行われました。しかし、これにより一部の方については課税者とみなされ、意図せず保険料が増額される恐れが生じました。そこで、今回の税制改正に伴う特例措置により、介護保険料の算定上は課税者とみなされてしまう方については、介護保険法第142条の特別の理由がある者として、本来の非課税者段階まで保険料を減免するものでございます。

本減免は令和8年度の介護保険料算定にのみ適用し、町が保有する住民税課税情報等を基に町が算定するため、納付義務者の申請は不要でございます。

恐れ入りますが、参考資料36ページの東庄町介護保険条例新旧対照表をご覧くださいと存じます。

本改正において、第16条第1項につきましては、東庄町国民健康保険税条例等に合わせた文言の整理を行うと共に、新たに第5号及び第6号を追加するものでございます。

第5号は、被保険者が介護保険法第63条の規定による保険給付の制限を受けた場合に、保険料減免の対象事由として位置づけるものでございます。

第6号は、第1号から第5号に掲げる事由の他、特別の事由がある場合を減免対象として加えるものでございます。

また、附則第9条として新設するものです。

第9条第1項は、令和7年度及び令和8年度の住民税が非課税の方で、税制改正後の特例措置の適用により課税者とみなされ、保険料段階が当該特例措置の適用がない場合と比較して高くなるときは、保険料を減免する旨を規定するものでございます。

第2項は、前項の規定により減免する場合、令和8年度分の保険料は税制改正後の給与所得控除で計算した保険料段階の保険料とする旨を規定するものです。

第3項は、この減免については、減免申請を必要としない旨を規定するものです。

なお、介護保険法第130条において、保険料の賦課期日は、当該年度の初日とすると規定されており、令和8年度の介護保険料の賦課に直接関わる本改正は、施行期日を令和8年4月1日とすることから、急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分させていただきました。

以上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町介護保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第4号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、医師を会計年度任用職員として任用するにあたり、現行の条例には医師の任用に関する規定が設けられていないことから、所要の改正を行うものでございます。

また、併せて、パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の支給規定につきまして、現行の運用に合わせた日額による支給を基本とする規定に改正するものであります。

本条例の改正につきましては、本年4月1日から医師の任用を行う必要があり、議会に上程するいとまがなかったことから専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、承認第4号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて内容をご説明申し上げます。

町長の提案理由にございましたように、本改正条例は当町において医師の会計年度任用職員を任用するにあたり必要な改正を行うもの、また、併せて、パートタイム会計年度任用職員に通勤費として支給する通勤に係る費用弁償に関して、日額による支給を基本とする規定に改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。参考資料

の37ページをお願いいたします。

初めに、通勤に係る費用弁償の支給に関する規定につきまして、第30条第2項を改正しております。

内容といたしましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給につきまして、現行では規定の例により難い場合を除き、常勤職員に支給する通勤手当の支給規定を準用することとしており、月額の設定額支給が基本となっております。

一方、現状でございますが、月ごとの実際の通勤回数に日額の単価を乗じて得た額を通勤費として支給をしております。

パートタイム会計年度任用職員については、職種及び職員個人ごとの任用形態によって月の勤務日数が多様であり、月額の設定額により支給するより通勤回数に応じて支給額を算定する方が、より勤務実態に即した支給額とすることが出来ますので、このような運用をしてきたところでありますが、大半の職員に例外規定を適用することが運用上は望ましくないことから、この度、改正を行うものとなっております。

改正の内容ですが、通勤費を支給する基準等については、常勤職員の例によることとしつつ、支給額については通勤回数を考慮して算定することとし、具体的な算定方法については規則で定めることとしております。

続いて、医師の任用に関する規定につきまして、別表第1及び別表第2を改正しております。

まず、別表第1の給料表につきましては、医師の給料月額を追加しております。給料月額の金額は、医師以外の職と同様に常勤職員の給料表に準じることとし、常勤職員の医療職給料表（一）の金額と同額としております。

続いて、別表2でございますけれども、40ページ、41ページが別表2となります。別表第2の等級別基準職務表につきまして、別表第1で追加した医師の給料表の各等級の基準となる職務の内容を追加しております。

以上で承認第4号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第5号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、損害賠償の額の決定及び和解について承認を求めるもので、当町所有の車両事故における相手方との損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したもので、報告し、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、承認第5号、損害賠償の額の決定及び和解について内容を申し上げます。

議案書の28ページをお願いいたします。こちらにつきましては、先日、諸般の報告で説明いたしました案件と事案としては同一のものととなります。

本事案の概要でございますけれども、令和6年6月11日、火曜日、午後4時頃、当町所有の車両が、香取市阿玉川地先において、前方の対向車に衝突し、相手方を負傷させてしまったものでございます。

当該事故につきましては、次の29ページの和解条項の内容で和解し、当該事故に係る損害賠償の額を決定したものでございます。なお、こちらにつきましては、全額加入している保険からの支払いでございます。

本来であれば、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決事項となりますが、当該事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年5月14日に専決処分したものでございます。

今後、このような事案が発生しないよう、職員の適正な職務遂行に努めてまいり所存でございます。

ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和

解について）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第５号は承認することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後２時といたします。

（午後 １時４８分 休憩）

（午後 ２時００分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第７、議案第２５号、東庄町社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第２５号、東庄町社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、柔軟な組織運営及び事務の効率化並びに実情に即した人選を可能とするため、東庄町社会教育委員に関する条例等について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

議案第２５号、東庄町社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

本条例につきましては、東庄町社会教育委員に関する条例、東庄町スポーツ推進審議会に関する条例、東庄町図書館協議会に関する条例、東庄町公民館設置及び管

理に関する条例及び東庄町学校給食センター設置及び管理に関する条例に規定する委員の構成に関する規定の一部を改正するものであります。

現在、各条例において、委員の定数がそれぞれ固定的に定められておりますが、近年においては、行政課題の多様化や専門性の高度化に伴い、委員に求められる役割や人材の確保状況が変化してきております。このため、必ずしも定数どおりの人員を確保することが難しい場合や、実情に応じた柔軟な構成が求められる場面が生じております。

こうした状況を踏まえ、各条例における委員の定数規定につきまして、「以内」との文言を加えることにより、定数の範囲内で弾力的な委員構成を可能とするものであります。

本改正により、必要に応じて委員数を調整出来るようになり、より機動的で効率的な組織運営が可能となると共に、地域の実情に即した適切な人材の選任が期待されるものであります。

なお、本改正は、委員の上限数を変更するものではなく、あくまでもその範囲内において柔軟な運用を可能とするものであり、制度の基本的な枠組みに変更を加えるものではありません。

参考資料の４２ページ及び４３ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正箇所は、東庄町社会教育委員に関する条例につきましては、第３条の委員定数を１５人から１５人以内に、東庄町スポーツ推進審議会に関する条例につきましては、第３条の組織の委員数を１５人から１５人以内に、東庄町図書館協議会に関する条例につきましては、第３条の委員定数を１５人から１５人以内に、東庄町公民館設置及び管理に関する条例につきましては、第１７条の組織の委員数を１５人から１５人以内に、東庄町学校給食センター設置及び管理に関する条例につきましては、第９条の組織の委員数を１１人から１１人以内にするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第２５号、東庄町社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第２６号、東庄中学校屋内運動場改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第２６号、東庄中学校屋内運動場改修工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は、先般、制限付一般競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものであります。

本案件につきましては、予定価格が５，０００万円を超えることから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第26号、東庄中学校屋内運動場改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書32ページをお願いします。

町長の提案理由にございましたように、工事請負契約の締結にあたり令和8年4月10日付で制限付一般競争入札の公告をし、4月24日を期限に参加者の公募を行いました。

この結果、2社の応募があり、これを審査したところ1社が資格を満たしており、参加を承認しました。5月15日から5月25日を入札期間として、電子入札による制限付一般競争入札を実施し、鈴木建設株式会社が消費税等を含む1億4,044万8,000円で落札しましたので、令和8年5月27日付で議会の議決を条件に鈴木建設株式会社と工事請負契約を締結したところでございます。

本契約案件は、予定価格が5,000万円以上であることから、議会の議決を経なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町条例議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

まず1点は、この工期完了予定日というのが分かれば教えていただきたいのと、今、資材の高騰と、そこにプラスして資材がないというか、不足して工事が進まないといういろいろな案件を聞いているのですけれども、この金額で大丈夫なのか、確認もお願いしたいと思います。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、工期については、令和9年1月31日までとしております。

また、昨今の資材高騰というお話がございましたが、落札業者につきましては、この金額で出来るものとして落札をしておりますので、今のところこの金額内で工事の方を行うと認識しております。

以上で答弁を終わります。

13番（山崎ひろみ君）

承知しました。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

具体的にどういうところを改修というか、分かればお願いします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまの大網議員のご質問にお答えいたします。

工事の概要ですけれども、まず建物の建築面積が1,543平米ございます。延べ床面積1,615平米で、まず外部工事としまして、外壁の改修、塗装、シーリングの打ち替え等を行います。また、屋内消火栓の配管更新も行います。

続いて、内部工事としましては、天井の塗り替え、内壁の塗り替え、建具の取り替え、また空調設備の設置ということで、エアコンの設置もこちらの業務に入っております。

以上で答弁を終わりにいたします。

議長（柳堀 忠君）

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号、東庄中学校屋内運動場改修工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第27号、令和8年度東庄町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第27号、令和8年度東庄町一般会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億619万9,000円とするものでございます。

歳出の主な補正内容でございますけれども、総務関係で、地域防災力向上のため防災倉庫設置事業を新規計上しております。

歳入につきましては、国庫補助金、諸収入を補正し、歳入が歳出に不足する分につきましては、繰越金を補正しております。

以上、令和8年度東庄町一般会計補正予算(第1号)の主なものにつきまして提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第２７号、令和８年度東庄町一般会計補正予算（第１号）の内容について説明させていただきます。

まず、歳出予算から申し上げますので、議案書の３７ページをお願いします。

初めに、２款・総務費、１項８目・防災対策費の１４節・防災倉庫設置工事費１１０万円。こちらは、地域防災力の向上のため整備するものです。水防倉庫に隣接して設置することで、水防機材との一体的な管理により、災害発生時の作業効率の向上を図ってまいります。財源につきましては、雑入による助成金を見込んでおります

次に、３項１目・戸籍住民基本台帳費の１２節・システム改修委託料９万９，０００円。こちらは外国籍の方に対する特定在留カードの運用開始によるもので、マイナンバーカードと在留カードの一体化に伴い、カードプリンタ機能を改修するものでございます。財源については全額国庫補助金を見込んでおります。

次に、歳入については、１ページお戻りいただいた３６ページをお願いいたします。

１５款・国庫支出金、２項１目１節・番号制度補助金９万９，０００円。マイナンバーカード交付事務費補助金として、歳出補正で申し上げましたシステム改修委託料に対する補助金となります。

一つ飛ばしまして、２１款・諸収入、５項３目５節・雑入の防災倉庫設置等助成金１００万円。歳出補正で申し上げました防災倉庫設置工事費に対する助成金となります。

最後に、歳入が歳出に不足する１０万円につきまして、２０款・繰越金の前年度繰越金を補正するものでございます。

以上で令和８年度東庄町一般会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第 27 号、令和 8 年度東庄町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書について（令和 7 年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）、日程第 11、報告第 2 号、繰越額使用計画について（令和 7 年度東庄町水道事業会計予算繰越計算書）、以上 2 件を一括議題とします。

町長より報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括報告となりました報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書について及び報告第 2 号、繰越額使用計画について提案理由を申し上げます。

初めに、報告第 1 号、令和 7 年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

令和 7 年度予算のうち、年度内に終わらない見込みの事業につきまして、先の令和 7 年 12 月定例会、令和 8 年 1 月臨時会及び 3 月定例会で繰越明許費の設定を行い、承認をいただいたところでございますが、今回、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第2号、令和7年度東庄町水道事業会計予算繰越額使用計画について申し上げます。

令和7年度予算の建設改良費のうち、年度内に支払い義務の発生しなかった額につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして予算を繰り越したので、同条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画について報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしく願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容についてご説明いたします。

議案書の39ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたとおり、昨年度補正予算にて設定しました繰越明許費につきまして、繰越明許費計算書によりご報告するものでございます。

表中、款、項、事業名及び金額につきましては、繰越明許費設定時の内容を記載し、翌年度繰越額は実際の繰越額となっております。その右側には翌年度繰越額の財源内訳を記載しております。

繰越事業は11件ございまして、繰越理由は、事業完了までに期間を要することなどによるものとなっております。

まず、2款1項・庁舎改修工事設計業務委託93万5,000円。こちらは役場庁舎屋上防水改修工事に係る設計業務となります。

2款3項・情報システム標準化業務653万4,000円。戸籍の附票システムの標準化業務となります。特定財源としまして、全額国庫補助を見込んでおります。

同項、住民記録・戸籍附票システム改修業務委託218万9,000円。法改正に伴うシステム改修費用となり、こちらも全額国庫補助を見込みます。

3款1項・障害者福祉計画策定業務委託469万7,000円。障害福祉サービスに係る計画策定業務となります。

3款2項・物価高対応子育て応援手当事業は、繰越明許費設定額2,839万2,000円に対し、実繰越額は157万5,000円となります。こちらは子育て世

帯へ2万円を給付する事業となり、財源は全額国交付金を見込みます。

同項、子育て世帯応援給付金事業は、繰越明許費設定額1,356万円に対し、実繰越額20万円となります。ただいま申し上げました子育て世帯への支給対象者に対し1万円を上乗せし給付するもので、こちらも全額国交付金を見込んでおります。

4款1項・水道料金減免対策繰出金事業は、繰越明許費設定額1,965万9,000円に対し、実繰越額14万円となります。こちらは令和8年2月から3月までの水道基本料金の減免事業です。

6款1項・物価高騰対応クーポン券支給事業は、繰越明許費設定額1億4,262万4,000円に対し、実繰越額1億3,400万9,000円となり、町民1人当たり1万円分のクーポン券を支給する事業です。こちらも国交付金を活用いたします。

7款2項・道路維持工事は、繰越明許費設定額1,797万4,000円に対し、実繰越額1,365万1,000円となり、特注品の納期の遅延等による繰越です。特定財源の地方債は過疎対策事業債となります。

同項の道路改良工事は、繰越明許費設定額5,840万3,000円に対し、実繰越額5,758万9,000円となり、土地買収に係る手続きの影響等による繰越でございます。特定財源は国庫支出金と過疎対策事業債となります。

9款3項・屋内運動場耐震診断及び補強設計業務委託は、繰越明許費設定額1,320万円に対し、実繰越額1,210万円となり、委託業務に期間を要することによる繰越となります。特定財源の地方債は、緊急防災・減災事業債となります。

以上、11事業の繰越明許費設定額は3億816万7,000円。事業を一部執行したことなどから実繰越額は2億3,361万9,000円となります。財源内訳は、未収入の特定財源としては、国県支出金が1億5,416万8,000円、地方債が5,500万円、一般財源は2,445万1,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、報告第2号、繰越額使用計画について内容の説明を申し上げます。

令和7年度東庄町水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画でございます。

先程、町長の提案理由にもございましたが、地方公営企業法第26条第1項の規定により、年度内に支払い義務が発生しなかった建設改良費を翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画についてご報告させていただくものでございます。

41ページの繰越計算書をご覧ください。

繰越計算書の内容ですが、繰越事業として4本ございます。

初めに、水道事業配水管更新詳細設計業務委託726万円。既存埋設管等の調査に不測の日数を要したことによる繰越となります。

次に、管網計算業務委託110万円。流量・流速の計算に不測の日数を要したことによる繰越となります。

次に、水道事業配水管更新第12号工事1,789万円。既設管撤去工事に不測の日数を要したことによる繰越となります。

次に、電磁流量計更新工事771万1,000円。使用する部材について受注生産のため納期に相応の日数を要することから繰越をいたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

本件については報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号、報告第2号の報告を終わります。

日程第12、請願第1号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、日程第13、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件を一括議題とします。

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

1番、海宝和宏君。

1番（海宝和宏君）

1番、海宝です。よろしくお願いいたします。

それでは、請願第1号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」

採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、紹介議員として趣旨説明を申し上げます。

まず、請願第1号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について趣旨説明申し上げます。

教育は国の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を持っております。しかし、社会の変化と共に子供達一人一人を取巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しています。

また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子供達の健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子供達の教育環境の整備を一層進める必要があります。そのために教育予算を十分に確保することが必要になってきます。

続いて、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」について趣旨説明申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供達一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

かつては教材費、旅費、児童手当など、多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され、給与費のみとなり、2005年には給与費の国の負担割合が、それまでの2分の1から3分の1に縮減されてしまいました。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

また、財政負担を地方自治体に課し、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

以上のような理由から、本請願の趣旨についてご理解いただき、採択をお願いいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第14、陳情第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情を議題とします。

この陳情は、会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第15、休会の件を議題とします。

議事の都合によって9日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(柳堀 忠君)

ご異議なしと認めます。

従って、9日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

6月10日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時31分 散会)